

令和4年9月
スタート



新たに

育児休業取得支援給付金

が支給されます!

育児休業を
もっと応援!

産後の奥さまをサポートし、
お子さまと過ごす大切な時間を作りませんか

○対象者

妻の産後8週間において育児休業を取得した男性会員

○給付対象期間

当該育児休業期間(最大8週間)

○給付額

1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

※制度の詳細については、裏面をご覧ください。



<請求方法>

「育児休業手当金 育児休業取得支援給付金(互)請求書」を使用いただき、育児休業に係る辞令の写しを添付のうえ、「育児休業手当金」とあわせて請求してください。

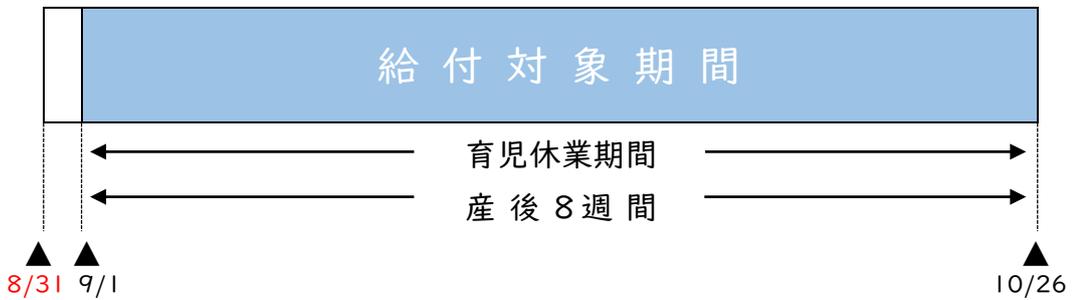
※国家公務員法及び雇用保険法が適用となる所属については、育児休業取得支援給付金のみ請求してください。

【お問合せ先】一般財団法人山形県教職員互助会 福利担当 TEL 023-631-5115(代表)

育児休業取得支援給付金制度について

- 対象者 妻の産後8週間において育児休業を取得した男性会員
- 給付対象期間 当該育児休業期間(最大8週間)
- 給付額 1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

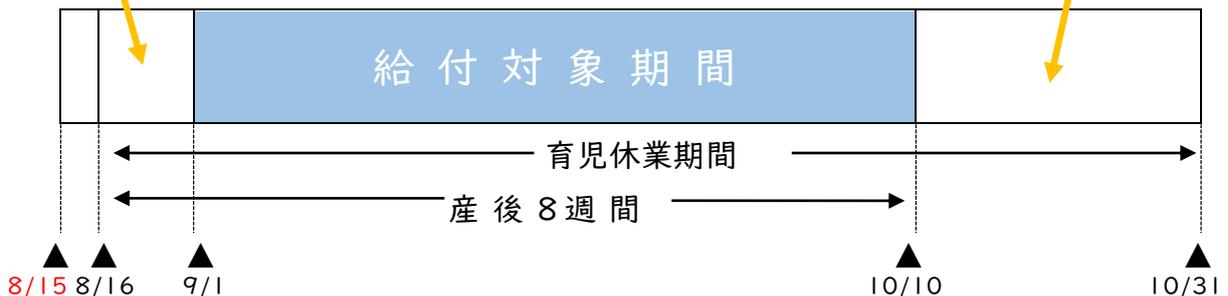
- <給付例①> 【子の誕生日】 … 令和4年8月31日
【育児休業期間】 … 令和4年9月1日から令和4年10月26日
- ↓
- 【給付対象期間】 … 令和4年9月1日から令和4年10月26日
【給付対象日数】 … 40日(9月分:22日、10月分:18日)※土日を除く
【給付額】 … 3,000円×40日=120,000円



- <給付例②> 【子の誕生日】 … 令和4年8月15日
【育児休業期間】 … 令和4年8月16日から令和4年10月31日
- ↓
- 【給付対象期間】 … 令和4年9月1日から令和4年10月10日
【給付対象日数】 … 28日(9月分:22日、10月分:6日)※土日を除く
【給付額】 … 3,000円×28日=84,000円

9月1日創設のため、8月31日までは給付対象外となります。

産後8週間を超えた期間は、給付対象外となります。



※育児休業取得支援給付金制度の創設は、令和4年9月1日です。9月1日以前から育児休業を取得している場合も該当しますが、給付対象期間は9月1日からとなります。また、産後8週間まで給付の対象となりますので、給付対象期間は10月10日までとなります。